

利府松島商工会販路開拓支援事業助成金 交付要領

利府松島商工会

(目的)

第1条 本助成金交付要領は、利府松島商工会管内中小・小規模事業者の商談会・展示会（以下「商談会等」という）への出展や県外での商品モニタリング調査（以下「モニタリング調査」という）による新たな販路開拓・販路拡大等を通じた経営基盤の強化及び持続的発展に資するべく、商談会等の出展並びにモニタリング調査に係る経費を助成するにあたり必要な事項についてこれを定める。

(対象事業所)

第2条 本助成金の助成対象となる利府松島商工会管内中小・小規模事業者は本会の会員且つ本助成金交付要領に定める趣旨を理解し、商談会等に出展した後、商談の成否を問わず、商談先との商談内容またはモニタリング調査結果を利府松島商工会へ報告することが出来る事業者とする。

(助成対象の商談会等)

第3条 本助成金の助成対象となる商談会等は、バイヤーとの商談が主たる目的のものとし、一般消費者への物品販売等が主たる目的の商談会等は本助成金の助成対象外とする。また、モニタリング調査は、通常販売している場所以外で調査を行うためのもので、新たな販路開拓及び商品のブラッシュアップに資する調査を主たる目的のものとする。
なお、商談会等への出展やモニタリング調査は**令和7年1月31日（金）までに完了するものを助成対象とする。**

(助成対象経費及び助成額等)

第4条 本助成金の助成対象経費は商談会等に出展に係る下記①～④に該当する経費の50%とし、1事業所あたりの助成上限額は50,000円までとする。なお、本条に定める助成は利府松島商工会の予算の範囲内で行うものとする。また、複数回の商談会等に分けて助成を受けることも可能とする。

- ①出展料（商談会等主催者やモニタリング調査場所から請求されるもの）
- ②小間料（商談会等主催者等から請求されるもので、小間製作・組立費含む）
- ③リース料（商談会等主催者等から請求されるもの）
- ④旅費（本会旅費規程に基づき1名分とする）

(申請)

第5条 本助成金申請を希望する事業者は、商談会等開催日14日前までに利府松島商工会担当職員との事前協議の上で次に掲げる書類を利府松島商工会長に提出し、商談会等に出展するものとする。

- ①(様式第1号)利府松島商工会販路開拓支援事業助成金計画書兼申請書
- ②商談会等の概要が分かる資料(主催者発行の商談会要領等)

(交付決定)

第6条 利府松島商工会長は第5条に基づく申請内容について審査し、助成金の交付が適当であると認めた場合、速やかに(様式第2号)利府松島商工会販路開拓支援事業助成金交付決定書をもって当該申請者に通知する。

(実績報告及び請求)

第7条 第5条に基づき本助成金を申請し、商談会等に出展した事業者は速やかに次に掲げる書類を利府松島商工会長に提出し、申請した商談会等に係る実績報告を行うとともに本助成金を請求するものとする。

また、利府松島商工会長は提出された(様式第3号)利府松島商工会販路開拓支援事業助成金実績報告書兼請求書の内容を確認・精査した上で、内容が適正であると認めるときは、速やかに申請者が指定する口座に確定した助成金額を支払うものとする。

- ①(様式第3号)利府松島商工会販路開拓支援事業助成金実績報告書兼請求書
- ②第4条に定める助成対象経費の支払を証明する書類(領収書、振込明細等)
- ③商談会等に参加している状況が分かる写真(2枚以上)
- ④その他、利府松島商工会が必要と定める書類

(助成金の取り消し等)

第8条 利府松島商工会長は、助成金の交付を受けた事業者が本事業助成金交付要領に違反した場合、助成金の支払を取り消す、または既に支払った助成金の全部若しくは一部の返還を求めることが出来る。

(追加条項)

第9条 本交付要領の定めその他、必要な事項が生じた場合、その都度、利府松島商工会長が定める。

附 則

本交付要領は令和6年6月1日から施行する。